

(新) 環境保全に係る協働取組による地域活性化推進事業

251百万円 ( 0百万円)

総合環境政策局民間活動支援室

1. 事業の必要性、概要

平成24年7月31日に閣議決定された日本再生戦略では、「「フロンティア国家」として直面する数々の課題に対して、その解決策を見いだすためには、社会の多様な主体が、現在使っているあるいは眠らせている能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を「共に創る」事が必要である。」と述べられている。

持続可能な社会の構築のためには、多様な主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要である。特に、震災により被害を受けた東北地方の復興を環境面に配慮した形で進めていくに当たっては、地域の多様な主体がパートナーシップの下で、主体的に持続可能な地域づくりを進めることが重要である。

2. 事業計画（業務内容）

①協働取組モデル事業の実施（平成25年度～平成27年度）

低炭素・循環型・自然共生各分野の環境課題を統合的に解決しようとする活動、政策提案による協働取組等をモデル事業として全国で展開する。事業の実施にあたっては、地域の多様な主体による円卓会議を開催する。また、地方環境パートナーシップオフィスに設置する地方支援事務局が活動をフォローし、成果を確実に得られるよう伴走指導し、地域における協働の下、その資源や創意工夫を最大限活用して、意欲ある地域の多様な成功事例を全国各地に創出し、ガイドラインとしてとりまとめる。

②被災地環境 NPO 支援（平成25年度～平成27年度）

被災地域における NPO を支援するため、運営に必要な事務的事項、総合的な環境情報を踏まえた環境保全活動に係る技術的事項について、公認会計士、行政書士、環境カウンセラー等が各団体を巡回して指導する。併せて、NPO 活動の成功事例（モデル事例）や、全国各地の自然災害の復興において環境保全の観点から有用と思われる活動事例を取り上げ、セミナーを通じて震災地域を拠点とする環境 NPO 間で活動経験を共有する。

### 3. 施策の効果

抽象的で共通イメージを描きにくい環境保全に係る協働取組について、協働取組の過程を通じて具現化するとともに、地域における各主体が、地域の資源や創意工夫を最大限活用した協働を実施する事により環境課題の解決とともに地域活性化に資する。

また、環境 NPO の活動基盤が強化されることで、将来にわたって環境保全活動が震災地域に根付くことが期待できる。

# 環境保全に係る協働取組による地域活性化推進事業

平成25年度予算要求額251百万円【新規】

- ▶「フロンティア国家」として直面する数々の課題に対して、その解決策を見いだすためには、社会の多様な主体が、現在使っているあるいは眠らせている能力や資源を最大限に発揮し、創造的結合によって新たな価値を「共に創る」事が必要。
- ▶持続可能な社会の構築のためには、行政・事業者・国民・民間団体といった各主体が、環境保全に関して担うべき役割及び行動の有する意義を理解し、それぞれの立場に応じた公平な役割分担の下で、相互に協力・連携した協働取組を行うことが重要

地域における協働の下、資源や創意工夫を最大限活用し、地域の多様な成功事例を創出し地域を活性化

## 事業内容

### <協働取組促進事業>

#### (1) 協働取組のモデル事業の実施

低炭素・循環型・自然共生各分野の環境課題を統合的に解決しようとする活動(\*)、政策提案を協働取組で具体化する活動等を、モデル事業として全国で展開。

(\*) 例えば、自然エネルギー等の資源を地産地消する事業、里山管理とバイオマス資源活用を進める事業等

#### (2) 地方支援事務局の設置

地方環境パートナーシップオフィスに設置する地方支援事務局が、地域の多様な主体による円卓会議を開催するなど活動をフォローし、成果を確実に得られるよう伴走指導

#### (3) ガイドラインの作成

実例に則して評価を行い、協働取組ガイドラインを作成

### <被災地環境NPO支援>

環境NPOの多くは運営基盤が弱く、事務能力や大局的な視点が不足している場合があり、強い意志と行動力がありながら十分な活動の成果があげられない状況がある。このため、震災地域を拠点として活動している環境NPOに対し、巡回指導等の支援を行う。

## 事業スキーム

